

令和2年9月17日
(第6回定例会)

美瑛町議会議案

議 案 目 次

議案第 1 号	美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について	-----	1
議案第 2 号	令和 2 年度美瑛町一般会計補正予算（第 6 号）について	-----	2～ 25
議案第 3 号	令和 2 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）について	-----	26～ 31
議案第 4 号	令和 2 年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）について	-----	32～ 37
議案第 5 号	令和 2 年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第 1 号）について	-----	38～ 41
議案第 6 号	令和 2 年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について	-----	42～ 47
議案第 7 号	令和 2 年度美瑛町水道事業会計補正予算（第 3 号）について	-----	48～ 49
議案第 8 号	令和 2 年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第 2 号）について	-----	50～ 51
議案第 9 号	教育委員会委員の任命について	-----	52
議案第 10 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	-----	53
議案第 11 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	-----	54
議案第 12 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	-----	55
議案第 13 号	指定管理者の指定について	-----	56
認定第 1 号	令和元年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について	-----	57
認定第 2 号	令和元年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について	-----	58

認定第	3号	令和元年度美瑛町農業研修施設事業特別会計 歳入歳出決算の認定について	―――	59
認定第	4号	令和元年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入 歳出決算の認定について	―――	60
認定第	5号	令和元年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入 歳出決算の認定について	―――	61
認定第	6号	令和元年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳 入歳出決算の認定について	―――	62
認定第	7号	令和元年度美瑛町水道事業会計決算の認定に ついて	―――	63
認定第	8号	令和元年度美瑛町立病院事業会計決算の認定 について	―――	64
報告第	1号	令和元年度美瑛町健全化判断比率及び資金不 足比率について	―――	65～ 66
報告第	2号	債権の放棄について	―――	67

議案第1号

美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について

美瑛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年9月17日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町職員の給与に関する条例（昭和37年美瑛町条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を次のように改める。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当）

- 2 第11条第1項に規定するもののほか、職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）から町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事したときは、特殊勤務手当として防疫等業務手当を支給する。
- 3 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき4,000円を超えない範囲内において、規則で定める。

附則第4項及び第5項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第2号

令和2年度 美瑛町一般会計補正予算（第6号）について

令和2年度美瑛町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ230,600千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,427,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年9月17日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		1,790,837	277,983	2,068,820
	1 国庫負担金	301,567	20,026	321,593
	2 国庫補助金	1,475,888	257,957	1,733,845
15 道支出金		787,840	10,441	798,281
	1 道負担金	225,563	10,425	235,988
	2 道補助金	538,163	16	538,179
17 寄附金		21,016	26,936	47,952
	1 寄附金	21,016	26,936	47,952
18 繰入金		562,213	△19,196	543,017
	1 繰入金	562,213	△19,196	543,017
19 繰越金		164,571	55,344	219,915
	1 繰越金	164,571	55,344	219,915
20 諸収入		693,230	△171,608	521,622
	5 雑 入	334,855	△171,608	163,247
21 町 債		606,500	50,700	657,200
	1 町 債	606,500	50,700	657,200
歳 入 合 計		11,196,600	230,600	11,427,200

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		69,988	△3,479	66,509
	1 議会費	69,988	△3,479	66,509
2 総務費		2,693,481	113,728	2,807,209
	1 総務管理費	2,649,595	108,844	2,758,439
	3 戸籍住民登録費	13,784	4,884	18,668
3 民生費		1,019,417	42,577	1,061,994
	1 社会福祉費	537,163	3,822	540,985
	2 児童福祉費	482,254	38,755	521,009
4 衛生費		1,101,480	6,115	1,107,595
	1 保健衛生費	831,572	6,115	837,687
7 商工費		808,448	29,734	838,182
	1 商工費	632,847	27,664	660,511
	2 文化スポーツ振興費	175,601	2,070	177,671
8 土木費		1,299,102	1,150	1,300,252
	2 道路橋梁費	626,928	550	627,478
	4 都市計画費	626,055	600	626,655
10 教育費		586,995	4,419	591,414
	1 教育総務費	233,870	718	234,588
	2 小学校費	215,282	606	215,888
	3 中学校費	101,419	702	102,121
	4 社会教育費	36,424	2,393	38,817
12 諸支出金		554,426	36,356	590,782
	1 普通財産取得費	57,783	26,936	84,719
	2 公営企業費	496,643	9,420	506,063
歳 出	合 計	11,196,600	230,600	11,427,200

第 2 表 地方債補正

(変 更)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	変 更 前				変 更 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
辺 地 対 策 事 業	130,700	証 書 借 入 又 は 証 券 行 発 行	3.0% 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	186,400	変 更 前 に 同 じ	変 更 前 に 同 じ	変 更 前 に 同 じ
朗根内上俵真布線道路整備事業(3,400)				(3,900)			
北瑛旭第6線道路整備事業(24,000)				(44,000)			
美園村山線道路整備事業(38,000)				(39,900)			
旭美瑛線道路整備事業(16,100)				(32,500)			
美沢18線道路整備事業(8,900)				(12,800)			
新星線道路整備事業(10,300)				(23,300)			
過 疎 対 策 事 業	269,400	証 書 借 入 又 は 証 券 行 発 行	3.0% 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	264,400	変 更 前 に 同 じ	変 更 前 に 同 じ	変 更 前 に 同 じ
消 防 施 設 整 備 事 業(17,400)				(17,700)			
(ソフト分) 交流推進事業(5,300)				(0)			
合 計	606,500				657,200			

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
14		国庫支出金	1,790,837	277,983	2,068,820
	1	国庫負担金	301,567	20,026	321,593
		1 民生費負担金	286,956	20,026	306,982
	2	国庫補助金	1,475,888	257,957	1,733,845
		1 総務費補助金	1,165,404	318,843	1,484,247
		2 民生費補助金	28,448	2,220	30,668
		3 衛生費補助金	2,143	3,290	5,433
		4 土木費補助金	250,921	△66,396	184,525
15		道支出金	787,840	10,441	798,281
	1	道負担金	225,563	10,425	235,988
		1 民生費負担金	130,686	10,425	141,111
	2	道補助金	538,163	16	538,179
		2 民生費補助金	15,152	375	15,527
		5 商工費補助金	6,976	△359	6,617
17		寄附金	21,016	26,936	47,952
	1	寄附金	21,016	26,936	47,952
		1 寄附金	21,016	26,936	47,952
18		繰入金	562,213	△19,196	543,017
	1	繰入金	562,213	△19,196	543,017
		1 繰入金	562,213	△19,196	543,017

(一般会計)

節		説明	
区分	金額		
2 児童福祉費負担金	20,026	1 施設型給付費等負担金	
1 総務管理費補助金	318,843	1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	7,040
		2 地方創生推進交付金	△1,213
		3 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	313,016
1 社会福祉費補助金	750	1 地域生活支援事業費補助金	
2 児童福祉費補助金	1,470	1 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	
1 保健衛生費補助金	3,290	1 合併処理浄化槽設置費交付金	31
		2 母子保健医療対策総合支援事業補助金	153
		3 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	3,106
2 道路橋梁費補助金	△66,396	1 朗根内上俵真布線道路改良舗装事業交付金	△1,349
		2 北瑛旭第6線道路改良舗装事業交付金	△21,054
		3 美園村山線道路改良舗装事業交付金	△2,400
		4 旭美瑛線道路改良舗装事業交付金	△17,220
		5 新星線道路改良舗装事業交付金	△19,140
		6 美沢18線道路改良舗装事業交付金	△5,233
2 児童福祉費負担金	10,425	1 施設型給付費等負担金	
1 社会福祉費補助金	375	1 地域生活支援事業費補助金	
2 観光費補助金	△359	1 環境保全施設整備交付金	
1 寄附金	26,936	1 まちづくり寄附金	
1 繰入金	△19,196	1 福祉基金繰入金	△2,000
		2 丘のまちびえいまちづくり基金繰入金	△17,196

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
19		繰越金	164,571	55,344	219,915
	1	繰越金	164,571	55,344	219,915
		1	繰越金	164,571	55,344
20		諸収入	693,230	△171,608	521,622
	5	雑入	334,855	△171,608	163,247
		4	雑入	334,852	△171,608
21		町債	606,500	50,700	657,200
	1	町債	606,500	50,700	657,200
		4	商工債	24,900	△5,300
	5	土木債	205,200	55,700	260,900
	6	消防債	17,400	300	17,700

(一般会計)

節		説 明
区 分	金 額	
1	繰越金	55,344
		1 前年度繰越金
2	雑入	△171,608
		1 町有建物災害共済金 2,695 2 外国人介護福祉人材育成支援事業負担金 △500 3 北海道市町村備荒資金組合超過納付金 △175,489 4 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 1,426 5 多面的機能支払交付金事業返還金 260
1	商工債	△5,300
		1 商工債 (1) 過疎対策(ソフト分) 交流推進事業債
1	道路橋梁債	55,700
		1 道路橋梁債 55,700 (1) 辺地対策 朗根内上俵真布線道路整備事業債 (500) (2) 辺地対策 北瑛旭第6線道路整備事業債 (20,000) (3) 辺地対策 美園村山線道路整備事業債 (1,900) (4) 辺地対策 旭美瑛線道路整備事業債 (16,400) (5) 辺地対策 美沢18線道路整備事業債 (3,900) (6) 辺地対策 新星線道路整備事業債 (13,000)
1	消防債	300
		1 消防債 (1) 過疎対策 消防施設整備事業債

- 9 -

- 8 -

(歳出)

(単位：千円)

1	1	1	議会費	69,988	△3,479	66,509	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			議会費	69,988	△3,479	66,509		△3,479
	1		議会費	69,988	△3,479	66,509		△3,479
		1	議会費	69,988	△3,479	66,509		△3,479
2			総務費	2,693,481	113,728	2,807,209	58,065	55,663
	1		総務管理費	2,649,595	108,844	2,758,439	53,181	55,663
		2	一般管理費	73,276	8,816	82,092		8,816
		5	財産管理費	82,311	1,912	84,223		1,912
		6	情報管理費	62,429	2,156	64,585	国庫支出金 2,156	
		7	地域振興費	114,810	51,696	166,506	国庫支出金 53,037 繰入金 △2,196	855

(一般会計)

節		説明	金額
区分	金額		
8	旅費	1 みんなで歩むまちづくり (1)議会運営事業	△3,479 △3,479
18	負担金補助 及び交付金	8 議員旅費 8 職員旅費 18 負担金(補)	(△2,433) (△222) (△824)
8	旅費	1 みんなで歩むまちづくり (1)一般管理事業	8,816 9,380
11	役務費	11 通信運搬費(物) (2)職員研修事業	(9,380) △564
18	負担金補助 及び交付金	8 研修旅費 18 負担金(補)	(△465) (△99)
10	需用費	1 みんなで歩むまちづくり (1)財産維持管理事業 10 修繕料(維) (2)庁舎維持管理事業 10 修繕料(維)	1,912 1,582 (1,582) 330 (330)
12	委託料	1 みんなで歩むまちづくり (1)総合行政情報システム(Reams.NET)管理事業 12 業務委託(物)	2,156 2,156 (2,156)
8	旅費	1 みんなで歩むまちづくり (1)日本で最も美しい村推進事業	51,696 △1,234
10	需用費	8 職員旅費	(△334)
11	役務費	18 諸団体及び諸会議負担金 (2)地域産業連関分析事業(まちづくり提案)	(△900) △1,925
12	委託料	12 業務委託(事) (3)地域通貨導入事業	(△1,925) 54,855
17	備品購入費	10 消耗品費(事) 10 印刷製本費(事)	(633) (113)
18	負担金補助 及び交付金	11 通信運搬費(事) 17 備品購入費(事) 18 補助金(事)	(1,859) (3,000) (49,250)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
8 移住対策費	31,178	5,538	36,716		5,538
11 災害対策費	20,757	300	21,057		300
13 諸 費	1,095,411	38,426	1,133,837	諸収入 184	38,242
3 戸籍住民登録費	13,784	4,884	18,668	4,884	
1 戸籍住民登録費	13,784	4,884	18,668	国庫支出金 4,884	

(一般会計)

節		説 明	金額
区 分	金 額		
14	工事請負費	1 足腰の強い産業づくり (1)セカンドホームツーリズム事業	5,323 5,538 656
18	負担金補助 及び交付金	14 工事請負費 (2)定住促進住宅管理事業 14 工事請負費 (3)移住定住促進協議会準備会補助事業 18 補助金(補)	215 4,667 (4,667) 215 (215)
10	需 用 費	1 安全・安心なまちづくり (1)防災無線管理事業 10 修繕料(物)	300 300 (300)
7	報 償 費	1 みんなで歩むまちづくり (1)地域情報通信基盤管理運営事業	27,071 924
10	需 用 費	10 修繕料(物)	(924)
11	役 務 費	(2)過年度歳入過誤納還付金 22 償還金利子及び割引料(補)	831 (831)
22	償還金利子 及び割引料	(3)まちづくり寄附管理事業 7 報償(物) 10 印刷製本費(物) 11 手数料(物)	36,671 (27,071) (176) (9,424)
12	委 託 料	1 みんなで歩むまちづくり (1)戸籍管理事業 12 業務委託(物)	4,884 4,884 (4,884)

(単位：千円)

3	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		民生費	1,019,417	42,577	1,061,994	64,872	△22,295
		社会福祉費	537,163	3,822	540,985	4,975	△1,153
	1	社会福祉総務費	38,968	△460	38,508		△460
	2	高齢者福祉費	46,612	△2,500	44,112	国庫支出金 5,500 繰入金 △2,000 諸収入 △500	△5,500
	3	障害者福祉費	401,224	6,434	407,658	国庫支出金 750 道支出金 375 諸収入 502	4,807
	7	地域支援事業費	29,144	348	29,492	諸収入 348	
	2	児童福祉費	482,254	38,755	521,009	59,897	△21,142
	1	児童福祉総務費	220,858	38,179	259,037	国庫支出金 48,896 道支出金 10,425	△21,142
	4	子ども支援センター費	9,581	576	10,157	諸収入 576	

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報 酬	△260	1 とともに支え合うまちづくり (1)社会福祉管理事業	△460 △260
10 需 用 費	△191	1 会計年度任用職員報酬 (2)戦没者追悼式事業	(△260) △200
11 役 務 費	△9	10 消耗品費(物) 11 手数料(物)	(△191) (△9)
18 負担金補助及び交付金	△2,500	1 とともに支え合うまちづくり (1)外国人介護福祉人材育成支援事業 18 負担金(補)	△2,500 △2,500 (△2,500)
10 需 用 費	104	1 とともに支え合うまちづくり (1)地域生活支援事業	6,434 1,500
14 工事請負費	4,427	19 扶助費 (2)障害相談支援センター運営事業	(1,500) 507
17 備品購入費	403	10 消耗品費(物) 17 備品購入費(物)	(104) (403)
19 扶 助 費	1,500	(3)栄町センター改修事業 14 工事請負費	4,427 (4,427)
10 需 用 費	193	1 とともに支え合うまちづくり (1)包括的支援事業・任意事業	348 348
17 備品購入費	155	10 消耗品費(物) 17 備品購入費(物)	(193) (155)
17 備品購入費	1,470	1 とともに支え合うまちづくり (1)施設型給付費事業 18 負担金(補)	38,179 36,709 (36,709)
18 負担金補助及び交付金	36,709	(2)新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 17 備品購入費(物)	1,470 (1,470)
10 需 用 費	170	1 とともに支え合うまちづくり (1)発達支援事業	576 576
17 備品購入費	406	10 消耗品費(物) 10 修繕料(物) 17 備品購入費(物)	(126) (44) (406)

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
4		衛生費	1,101,480	6,115	1,107,595	3,290	2,825
	1	保健衛生費	831,572	6,115	837,687	3,290	2,825
		1 保健衛生総務費	642,480	4,951	647,431	国庫支出金 3,106	1,845
		2 保健指導費	18,489	306	18,795	国庫支出金 153	153
		6 環境衛生費	44,668	858	45,526	国庫支出金 31	827

(一般会計)

節		説明	
区分	金額		
27	繰出金	1 ともに支え合うまちづくり (1) 老人保健施設事業特別会計繰出金 27 繰出金	4,951 4,951 (4,951)
10	需用費	1 ともに支え合うまちづくり (1) 育児力育成指導事業	306 306
17	備品購入費	10 消耗品費 (物) 17 備品購入費 (物)	(57) (249)
10	需用費	1 安全・安心なまちづくり (1) 合併処理浄化槽設置整備事業	858 494
11	役務費	18 補助金 (事)	(494)
		(2) 蜂駆除事業	364
18	負担金補助及び交付金	10 消耗品費 (物) 11 手数料 (物)	(12) (352)

(単位：千円)

7	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		商 工 費	808,448	29,734	838,182	22,118	7,616
	1	商 工 費	632,847	27,664	660,511	22,118	5,546
	2	商工業振興費	399,866	△10,317	389,549	国庫支出金 160,516 諸収入 △175,489	4,656
	3	観 光 費	170,286	43,627	213,913	国庫支出金 42,750 道支出金 △359 使用料 0	1,236
	6	交流推進費	8,359	△5,646	2,713	地方債 △5,300	△346
	2	文化スポーツ振興費	175,601	2,070	177,671		2,070
	7	保健体育施設費	88,183	592	88,775		592
	8	イベント推進費	23,147	1,478	24,625		1,478

(一般会計)

節		区 分	金 額	説 明	
18	負担金補助及び交付金		△10,317	1 足腰の強い産業づくり (1)企業振興促進補助事業 18 補助金(補) (2)美瑛町中小企業者等振興補助事業 18 補助金(補) (3)緊急経営支援対策特別融資貸付金 18 補助金(補) (4)経営持続化支援事業 18 補助金(補)	△10,317 683 (683) 15,000 (15,000) 4,000 (4,000) △30,000 (△30,000)
10	需 用 費		786	1 足腰の強い産業づくり (1)白金泉源事業特別会計繰出金	43,627 8,000
18	負担金補助及び交付金		34,841	27 繰出金 (2)観光センター運営管理事業 10 光熱水費(物) 10 修繕料(維)	(8,000) 468 (316) (152)
27	繰 出 金		8,000	(3)観光振興対策事業 18 補助金(事) (4)青い池管理運営事業 10 印刷製本費(物) 10 光熱水費(物) (5)びえいの観光応援事業 18 補助金(補)	△500 (△500) 318 (256) (62) 35,341 (35,341)
18	負担金補助及び交付金		△5,646	1 足腰の強い産業づくり (1)丘のまちフェスティバル事業 18 補助金(補) (2)交流推進事業 18 補助金(補)	△5,646 △5,300 (△5,300) △346 (△346)
10	需 用 費		592	1 まちを動かす人づくり (1)スキー場管理運営事業 10 修繕料(維)	592 592 (592)
10	需 用 費		1,478	1 足腰の強い産業づくり (1)イベント推進事業 10 修繕料(物)	1,478 1,478 (1,478)

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
8		土木費	1,299,102	1,150	1,300,252	△9,821	10,971
	2	道路橋梁費	626,928	550	627,478	△10,421	10,971
		1 道路維持修繕費	67,681	550	68,231	諸収入 275	275
		2 道路新設改良費	354,045	0	354,045	国庫支出金 △66,396 地方債 55,700	10,696
	4	都市計画費	626,055	600	626,655	600	
		2 公共下水道費	425,496	600	426,096	国庫支出金 600	
9		消防費	384,544	0	384,544	300	△300
	1	消防費	384,544	0	384,544	300	△300
		1 消防費	384,544	0	384,544	地方債 300	△300

(一般会計)

節		説明	
区分	金額		
10	需用費	550	1 安全・安心なまちづくり (1)道路維持修繕事業 10 修繕料(維)
			550 550 (550)
27	繰出金	600	1 安全・安心なまちづくり (1)公共下水道事業特別会計繰出金 27 繰出金
			600 600 (600)

(単位：千円)

10	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	教育費	586,995	4,419	591,414		4,419
1	教育総務費	233,870	718	234,588		718
2	事務局費	74,601	138	74,739		138
3	学校給食費	89,248	580	89,828		580
2	小学校費	215,282	606	215,888		606
1	学校管理費	124,550	723	125,273	国庫支出金 10,000 繰入金 △10,000	723
2	教育振興費	90,732	△117	90,615		△117
3	中学校費	101,419	702	102,121		702
1	学校管理費	57,844	515	58,359	国庫支出金 5,000 繰入金 △5,000	515
2	教育振興費	43,575	187	43,762		187
4	社会教育費	36,424	2,393	38,817		2,393
2	公民館費	11,665	△1,000	10,665		△1,000
3	図書館費	23,894	3,393	27,287		3,393

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
12 委 託 料	138	1 まちを動かす人づくり (1)教職員健康管理事業 12 医療・衛生委託 (物)	138 138 (138)
3 職員手当等	400	1 まちを動かす人づくり (1)学校給食管理運営事業	580 580
10 需 用 費	180	3 会計年度任用職員手当 10 消耗品費 (物)	(400) (180)
10 需 用 費	723	1 まちを動かす人づくり (1)小学校管理運営事業 10 消耗品費 (物)	723 723 (723)
10 需 用 費	△252	1 まちを動かす人づくり (1)学校図書室システム化事業	△117 775
12 委 託 料	△640	17 備品購入費 (物)	(775)
17 備品購入費	775	(2)小学校総合的な学習の時間交付金 10 消耗品費 (物)	△252 (△252)
		(3)こころのプロジェクト推進事業 12 業務委託 (物)	△640 (△640)
10 需 用 費	515	1 まちを動かす人づくり (1)中学校管理運営事業 10 消耗品費 (物)	515 515 (515)
10 需 用 費	△201	1 まちを動かす人づくり (1)学校図書室システム化事業	187 388
17 備品購入費	388	17 備品購入費 (物)	(388)
		(2)中学校総合的な学習の時間交付金 10 消耗品費 (物)	△201 (△201)
18 負担金補助 及び交付金	△1,000	1 まちを動かす人づくり (1)出会いふれあい祭り事業 18 補助金 (補)	△1,000 △1,000 (△1,000)
10 需 用 費	2,191	1 まちを動かす人づくり (1)図書館管理運営事業	3,393 3,393
17 備品購入費	1,202	10 修繕料 (物) 17 備品購入費 (物)	(2,191) (1,202)

- 23 -

- 22 -

(単位：千円)

12	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	諸支出金	554,426	36,356	590,782	36,356	
1	普通財産取得費	57,783	26,936	84,719	26,936	
	9 丘のまちびえいまちづくり基金費	20,015	26,936	46,951	寄附金 26,936	
2	公営企業費	496,643	9,420	506,063	9,420	
1	上水道事業補助金	31,763	9,420	41,183	国庫支出金 7,000 諸収入 2,420	

節		説 明
区 分	金 額	
24 積立金	26,936	1 みんなで歩むまちづくり (1) 丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業 24 積立金(積) 26,936 (26,936)
18 負担金補助及び交付金	9,420	1 安全・安心なまちづくり (1) 上水道事業補助事業 18 補助金(補) 9,420 (9,420)

(一般会計)

議案第3号

令和2年度 美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）
について

令和2年度美瑛町の老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101,969千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月17日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		46,610	4,951	51,561
	1 繰入金	46,610	4,951	51,561
3 繰越金		1	49	50
	1 繰越金	1	49	50
歳入合計		96,969	5,000	101,969

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 施設事業費		50,000	5,000	55,000
	1 管理費	50,000	5,000	55,000
歳出合計		96,969	5,000	101,969

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
2		繰入金	46,610	4,951	51,561
	1	繰入金	46,610	4,951	51,561
		1	一般会計繰入金	46,610	4,951
3		繰越金	1	49	50
	1	繰越金	1	49	50
		1	繰越金	1	49

(老人保健施設事業特別会計)

(単位：千円)

節		区 分	金 額	説 明
		1 一般会計繰入金	4,951	1 一般管理費繰入金
		1 繰越金	49	1 繰越金

(歳出)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源	一般財源	
1						
1						
1						
	施設事業費	50,000	5,000	55,000	4,951	49
	管 理 費	50,000	5,000	55,000	4,951	49
	1 一般管理費	50,000	5,000	55,000	繰入金 4,951	49

(老人保健施設事業特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14 工事請負費	5,000	1 ともに支え合うまちづくり (1) 老人保健施設多床室個室化改修事業 14 改修工事 (事)
		5,000 5,000 (5,000)

議案第4号

令和2年度 美瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第1号）に
ついて

令和2年度美瑛町の水力発電事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,003千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月17日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		1	5,000	5,001
	1 繰入金	1	5,000	5,001
歳 入 合 計		40,003	5,000	45,003

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 発電施設費		10,873	5,000	15,873
	1 施設管理費	10,873	5,000	15,873
歳 出 合 計		40,003	5,000	45,003

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
2		繰入金	1	5,000	5,001
	1	繰入金	1	5,000	5,001
		1 基金繰入金	1	5,000	5,001

節		説 明
区 分	金 額	
1	基金繰入金	5,000
		1 基金繰入金

(水力発電事業特別会計)

(歳 出)

(単位：千円)

2	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		発電施設費	10,873	5,000	15,873	5,000	
		施設管理費	10,873	5,000	15,873	5,000	
	1	発電事業管 理費	10,873	5,000	15,873	繰入金 5,000	

(水力発電事業特別会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
10 需用費	5,000	1 足腰の強い産業づくり (1) 発電施設施設管理事業 10 修繕料(維)	5,000 5,000 (5,000)

議案第5号

令和2年度 美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第1号）に
ついて

令和2年度美瑛町の白金泉源事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定め
るところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正
後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月17日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 泉源使用料		16,044	△8,000	8,044
	1 使用料	16,044	△8,000	8,044
3 繰入金		15,521	8,000	23,521
	1 繰入金	15,521	8,000	23,521
歳 入 合 計		31,568	0	31,568

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
2		泉源使用料	16,044	△8,000	8,044
	1	使用料	16,044	△8,000	8,044
		1	使用料	16,044	△8,000
3		繰入金	15,521	8,000	23,521
	1	繰入金	15,521	8,000	23,521
		2	一般会計繰入金	0	8,000

(白金泉源事業特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 使用料	△8,000	1 使用料
1 一般会計繰入金	8,000	1 一般会計繰入金

議案第 6 号

令和 2 年度 美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
について

令和 2 年度美瑛町の公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 9 月 1 7 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		92,660	△600	92,060
	1 使用料	92,512	△600	91,912
4 繰入金		425,496	600	426,096
	1 繰入金	425,496	600	426,096
歳入合計		547,823	0	547,823

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		404,261	0	404,261
	1 下水道管理費	382,000	0	382,000
歳出合計		547,823	0	547,823

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
2		使用料及び手数料	92,660	△600	92,060
	1	使用料	92,512	△600	91,912
		1 使用料	92,512	△600	91,912
4		繰入金	425,496	600	426,096
	1	繰入金	425,496	600	426,096
		1 一般会計繰入金	425,496	600	426,096

(公共下水道事業特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分	△600	1 現年度分
1 一般会計繰入金	600	1 一般管理費繰入金

(歳出)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1					
1	404,261	0	404,261		
1	382,000	0	382,000		
2	337,189	0	337,189		

(公共下水道事業特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	△6,000	1 安全・安心なまちづくり (1) 終末処理場災害復旧事業
14 工事請負費	6,000	12 整備・事業委託 (災) (△6,000) 14 工事請負費 (6,000)

議案第7号

令和2年度 美瑛町水道事業会計補正予算（第3号）について

第1条 令和2年度美瑛町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	収 入		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 水道事業収益	318,106 千円		318,106 千円
第1項 営業収益	236,083 千円	△7,000 千円	229,083 千円
第2項 営業外収益	82,021 千円	7,000 千円	89,021 千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額92,663千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額90,243千円」に、「過年度分損益勘定留保資金92,663千円」を「過年度分損益勘定留保資金90,243千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	収 入		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的収入	34,650 千円	2,420 千円	37,070 千円
第1項 一般会計補助金	30,599 千円	2,420 千円	33,019 千円

令和2年9月17日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

令和2年度美瑛町水道事業会計補正予算説明

収 益 的 収 入

収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 水道事業収益				318,106	0	318,106		
	1. 営業収益			236,083	△ 7,000	229,083		
		1. 給水収益			233,682	△ 7,000		226,682
			水道使用料		233,682	△ 7,000		226,682
	2. 営業外収益				82,021	7,000		89,021
		4. 他会計補助金			1,164	7,000		8,164
		一般会計補助金		1,164	7,000	8,164	水道使用料減免分繰入に伴う増	

資 本 的 収 入

収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 資本的収入				34,650	2,420	37,070		
	1. 一般会計補助金			30,599	2,420	33,019		
		1. 一般会計補助金			30,599	2,420		33,019
				一般会計補助金		30,599		2,420

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額90,243千円は、過年度分損益勘定留保資金90,243千円で補てんするものとする。)

議案第8号

令和2年度 美瑛町立病院事業会計補正予算（第2号）について

第1条 令和2年度美瑛町立病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度美瑛町立病院事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 病院事業費用	1,223,462千円	127千円	1,223,589千円
第1項 医業費用	1,201,900千円	127千円	1,202,027千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額109,621千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額116,751千円」に、「過年度分損益勘定留保資金109,621千円」を「過年度分損益勘定留保資金116,751千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的支出	125,301千円	7,130千円	132,431千円
第1項 建設改良費	19,280千円	7,130千円	26,410千円

令和2年9月17日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

令和2年度美瑛町立病院事業会計補正予算説明

収 益 的 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明		
1. 病院事業費用				1,223,462	127	1,223,589			
	1. 医業費用			1,201,900	127	1,202,027			
		3. 経費			264,707	127	264,834		
			保 険 料			2,566	52	2,618	車両購入に係る自賠責保険料等の増
			公 課 費			0	75	75	車両購入に係る自動車重量税等の増

資 本 的 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明		
1. 資本的支出				125,301	7,130	132,431			
	1. 建設改良費			19,280	7,130	26,410			
		1. 資産購入費			5,200	4,530	9,730	新型コロナウイルス感染症防止対策に係る車両等購入の増	
			備品購入費			5,200	4,530		9,730
		2. 工事請負費				14,080	2,600	16,680	新型コロナウイルス感染症防止対策に係る待機・処置室整備費用の増
			工事請負費			14,080	2,600	16,680	

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額116,751千円は、過年度分損益勘定留保資金116,751千円で補てんするものとする。)

議案第9号

教育委員会委員の任命について

下記の者を美瑛町教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年9月17日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

住 所	美瑛町字下宇莫別第3
氏 名	打本 菜保子
生年月日	昭和43年1月10日生

議案第10号

北海道市町村総合事務組合格約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月17日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合格約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1石狩振興局（12）の項中「（12）」を「（11）」に改め、「札幌広域圏組合」を削り、同表渡島総合振興局（16）の項中「（16）」を「（15）」に改め、「山越郡衛生処理組合」を削り、同表空知総合振興局（32）の項中「（32）」を「（31）」に改め、「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「札幌広域圏組合」、「山越郡衛生処理組合」及び「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

議案第11号

北海道市町村職員退職手当組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月17日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

北海道市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合同規約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表渡島管内の項中「山越郡衛生処理組合、」を削り、同表空知管内の項中「、奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第12号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月17日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「山越郡衛生処理組合」、「奈井江、浦臼町学校給食組合」及び「札幌広域圏組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第13号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月17日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
美瑛町障害福祉サービス事業所栄町センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
美瑛町美馬牛北1丁目3番18号
一般社団法人 満天の丘びぼうし
代表理事 村 上 真 美
- 3 指定の期間
令和2年10月1日から令和4年3月31日まで

認定第1号

令和元年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度美瑛町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月17日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

認定第2号

令和元年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度美瑛町老人保健施設
事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す
る。

令和2年9月17日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

認定第3号

令和元年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月17日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

認定第4号

令和元年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月17日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

認定第5号

令和元年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月17日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

認定第6号

令和元年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月17日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

認定第7号

令和元年度美瑛町水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和元年度美瑛町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月17日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

認定第8号

令和元年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和元年度美瑛町立病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月17日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

報告第1号

令和元年度美瑛町健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度美瑛町健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和2年9月17日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町健全化判断比率の状況

(単位：%)

比率区分	令和元年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (黒字)	14.44	20.0
連結実質赤字比率	— (黒字)	19.44	30.0
実質公債費比率	10.8	25.0	35.0
将来負担比率	77.4	350.0	

美瑛町公営企業等会計の資金不足比率の状況

(単位：%)

会計区分	令和元年度	経営健全化基準
水道事業	— (資金不足なし)	20.0
病院事業		
公共下水道事業		
老人保健施設事業		

報告第2号

債権の放棄について

美瑛町の債権管理に関する条例第6条の規定により、令和元年度決算において放棄した債権について下記のとおり報告する。

令和2年9月17日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

内訳

債権の名称 放棄した事由	上水道使用料
居 所 不 明	5件
	192,187円
破 産 ・ 倒 産	2件
	24,656円
合 計	7件
	216,843円

意見書案第 8 号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に
対し地方税財源の確保を求める意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第 14 条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

令和 2 年 9 月 18 日

提出者	議員	大坪	正明
賛成者	議員	桑谷	覺
賛成者	議員	野村	祐司

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に
対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和 3 年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。
- 5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年9月18日

美瑛町議会議長 佐藤晴観

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
総務大臣 殿
厚生労働大臣 殿
経済産業大臣 殿
内閣官房長官 殿
経済再生担当大臣 殿
まち・ひと・しごと創生担当大臣 殿

意見書案第9号

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

令和2年9月18日

提出者	議員	野村	祐司
賛成者	議員	大坪	正明
賛成者	議員	桑谷	覺

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有しており、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けている。

今後は、感染抑制のための取り組みを継続しながら、経済活動との両立を図ることや復興に向けた取り組みを加速することが必要であり、そのためには、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、生産性の向上に資する高規格幹線道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要不可欠である。

また、本道は近年、豪雨、暴風雪、地震、津波などの自然災害時に発生する交通障害、多発する交通事故、道路施設の老朽化など、様々な課題を抱えている。加えて、本州に比べ積雪寒冷の度合いが特に甚だしく、除排雪等に要する費用も多額となっている。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の根幹をなす高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備の必要性や、新型コロナウイルス収束後の物流・観光をはじめとする経済活動の復興における道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や管理の充実・強化が図られるよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源を創設するとともに、道路関係予算は所要額を満額確保すること。
- 2 高規格幹線道路については、着手済み区間の早期開通はもとより、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間における4車線化といった機能向上を図ること。
- 3 令和2年度までの限定的な措置となっている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を継続し、対象事業の範囲を拡充すること。また、地方が国土強靱化地域計画に基づく事業を着実に推進するため、必要な予算を確保するとともに、緊急自然災害防止対策事業債等の継続を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。
- 4 道路施設の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図るとともに、対策予算を確保すること。
- 5 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の発展に資する交通ネットワークの形成など、地域の暮らしや経済活動の復興を支える道路の整備や管理の充実を図ること。
- 6 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の維持・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年9月18日

美瑛町議会議長 佐藤晴観

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
総務大臣 殿
国土交通大臣 殿
国土強靱化担当大臣 殿

意見書案第10号

種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

令和2年9月18日

提出者	議員	野村祐司
賛成者	議員	大坪正明
賛成者	議員	山本賢一

種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書

主要農作物種子法が2018年4月に廃止され、国民の主要食糧である米や麦などの種子の安定供給への不安感が払しょくされない中で、本年の通常国会に多くの懸念事項が内包する「種苗法の一部改正案」が提出されました。

種苗法の改正は、北海道の農業生産にも大きく関わる案件として捉えており、近年、問題となっている我が国の優良品種の海外流出を法的に規制することは極めて重要であります。その一方で、品種開発者の育成者権利を高め、自家増殖を許諾制へと見直すことにより、農業者の権利（自家増殖）が弱められ新たな費用負担が生じるなどの課題が山積しています。また、外資系種子会社を通じた海外流出への不安も懸念されています。

こうした中で、種苗法改正案は通常国会において十分な審議時間が確保できずに、継続審議となりました。

このため、種苗法の改正にあたっては、廃止になった主要農作物種子法での役割を再考し、優良種子の安定確保・安価供給の継続に向けた公的機関における農作物種子の研究・開発の維持と地方財政措置の位置付けを強化することが必要不可欠です。

また、試験場など公的機関が有する種苗の知見の提供などが、民間企業による独占的な種子開発を招き、利益優先による種子代の高騰などにも発展しかねません。

ついでには、種苗法改正案の審議にあたって、国民の意見を幅広く聴取し、十分に時間をかけて丁寧な議論を行い、農業者が将来にわたり安心して作付けできるよう、慎重な取り扱いをされますよう要望します。

記

- 1 今回の改正案では、すべての登録品種の自家増殖が許諾制となるため、企業への主要種子の独占や許諾による事務作業の煩雑化、費用の増加などが見込まれることから、農業者が安心して作付けできる環境を整えること。
- 2 主要農作物種子法において機能していた、都道府県における地域の特色を生かした種子の研究・開発などを、今までどおり国などの公的機関が責任を持って進めるよう、従来行っている地方財政措置を改正法案に盛り込むこと。
- 3 外資系企業における地域ブランドなど優良な国産農産物の種子の海外流出を防止するための万全な対策、制度を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年9月18日

美瑛町議会議長 佐藤晴観

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
農林水産大臣 殿

(別 紙)

令和2年9月18日

議員の派遣について

次のとおり議員を派遣する。

上川管内町村議会議員研修会

- 1 目 的 分権時代に対応した議会の活性化に資する。
- 2 派遣場所 鷹栖町 たかすメロディーホール
- 3 期 間 令和2年10月9日
- 4 派遣議員 全議員

令和2年9月18日

美瑛町議会議長 佐藤晴観様

総務文教常任委員会委員長 大坪正明

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 調査事項 | (1) 総務課の所管に関する事。
(2) まちづくり推進課の所管に関する事。
(3) 税務課の所管に関する事。
(4) 住民生活課の所管に関する事。
(5) 保健福祉課の所管に関する事。
(6) 教育委員会の所管に関する事。
(7) 選挙管理委員会の所管に関する事。
(8) 監査委員の所管に関する事。
(9) 病院事業に関する事。
(10) 総務文教に関する事。
(11) 他の常任委員会に属さない事務 |
| 2 調査目的 | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。 |
| 3 調査方法 | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣 |
| 4 調査期間 | 令和2年9月定例議会から次期定例議会まで |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外 |

令和2年9月18日

美瑛町議会議長 佐藤晴観様

産業経済常任委員会委員長 野村祐司

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 調査事項 | (1) 商工観光交流課の所管に関する事。
(2) 文化スポーツ課の所管に関する事。
(3) 農林課の所管に関する事。
(4) 建設水道課の所管に関する事。
(5) 農業委員会の所管に関する事。
(6) 産業経済に関する事。 |
| 2 調査目的 | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。 |
| 3 調査方法 | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣 |
| 4 調査期間 | 令和2年9月定例議会から次期定例議会まで |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外 |

令和2年9月18日

美瑛町議会議長 佐藤晴観様

議会運営委員会委員長 桑谷 覺

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第3項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条第2項の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 調査事項 | (1) 議会の運営等に関する事項
(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等
(3) 議長の諮問に関する事項
(4) 専決処分 of 委任に関する事項 |
| 2 調査目的 | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。 |
| 3 調査方法 | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣 |
| 4 調査期間 | 令和2年9月定例議会から次期定例議会まで |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外 |